

令和7年度 愛知県主任相談支援専門員研修

主任相談支援専門員の 役割と視点

名古屋市総合リハビリテーション事業団
相談支援部長
なごや高次脳機能障害支援センター参事
小島 一郎

本科目のねらい

主任相談支援専門員として基本となる責務や知識、技術の全体像を理解し、各論のための導入となることをねらいとする。

1. 主任相談支援専門員創設の経緯
2. 主任相談支援専門員と運営管理
3. 主任相談支援専門員と人材育成
4. 主任相談支援専門員と地域援助
5. 権利擁護と価値

1. 主任相談支援専門員創設の経緯

主任相談支援専門員創設の経緯

時期	内容
平成27年 12月14日	<ul style="list-style-type: none">・ 社会保障審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し等の指摘
平成28年 7月19日	<ul style="list-style-type: none">・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言
平成28年 ～平成29 年	<ul style="list-style-type: none">・ 厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発
平成30年 3月2日	<ul style="list-style-type: none">・ 第89回社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告
平成30年 3月22 日	<ul style="list-style-type: none">・ 主任相談支援専門員の位置づけおよび主任相談支援専門員養成研修について規定した告示を公布。（適用日：平成30年4月1日）
平成31年 3月28 日	<ul style="list-style-type: none">・ 相談支援従事者主任研修事業の実施について都道府県宛て部長通知を発出（標準カリキュラムを含む）。

「指導的役割を担う人材（主任相談支援専門員）の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。」

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

- ・ 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。

- ・ 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

「経緯」の続き

- 平成30年度、令和元年度に国が直接、「主任相談支援専門員養成研修」を実施
- 相談支援従事者研修の見直しが行われ、令和2年度から、初任者研修、現任研修のカリキュラムが変更
 - * インターバル期間の実習受入導入
- 報酬改定への反映
 - 平成30年：特定事業所加算Ⅰの要件
 - 令和3年：主任相談支援専門員配置加算
- 令和3年4月から、改正社会福祉法が施行
 - 「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う事業（地域の重層的支援体制）
- 令和6年4月から、改正総合支援法施行、報酬改定
 - 主任相談支援専門員配置加算の拡充
機能強化型事業所における「相談支援員」の配置

相談支援専門員研修の告示別表

初任者研修（旧）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
	合計	31.5h

初任者研修（見直し後）		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
	実習	相談支援の基礎技術に関する実習
	合計	42.5h

現任研修（旧）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
	合計	18h

現任研修（見直し後）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
	合計	24.0h

新設

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
	合計	30.0h

もう少し遡って… 障害者ケアマネジメントの展開と 相談支援専門員の養成

障害者の地域生活を支援する施策

- 1990 年の福祉関係8法の改正
- 社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」
(1997) と「今後の障害者保健福祉施策のあり方
について」(1998) の審議会
- 1998年 3 障害者のためのケアガイドライン
- 2002年 3 障害共通の障害者ケアガイドライン
- 2006年 障害者自立支援法

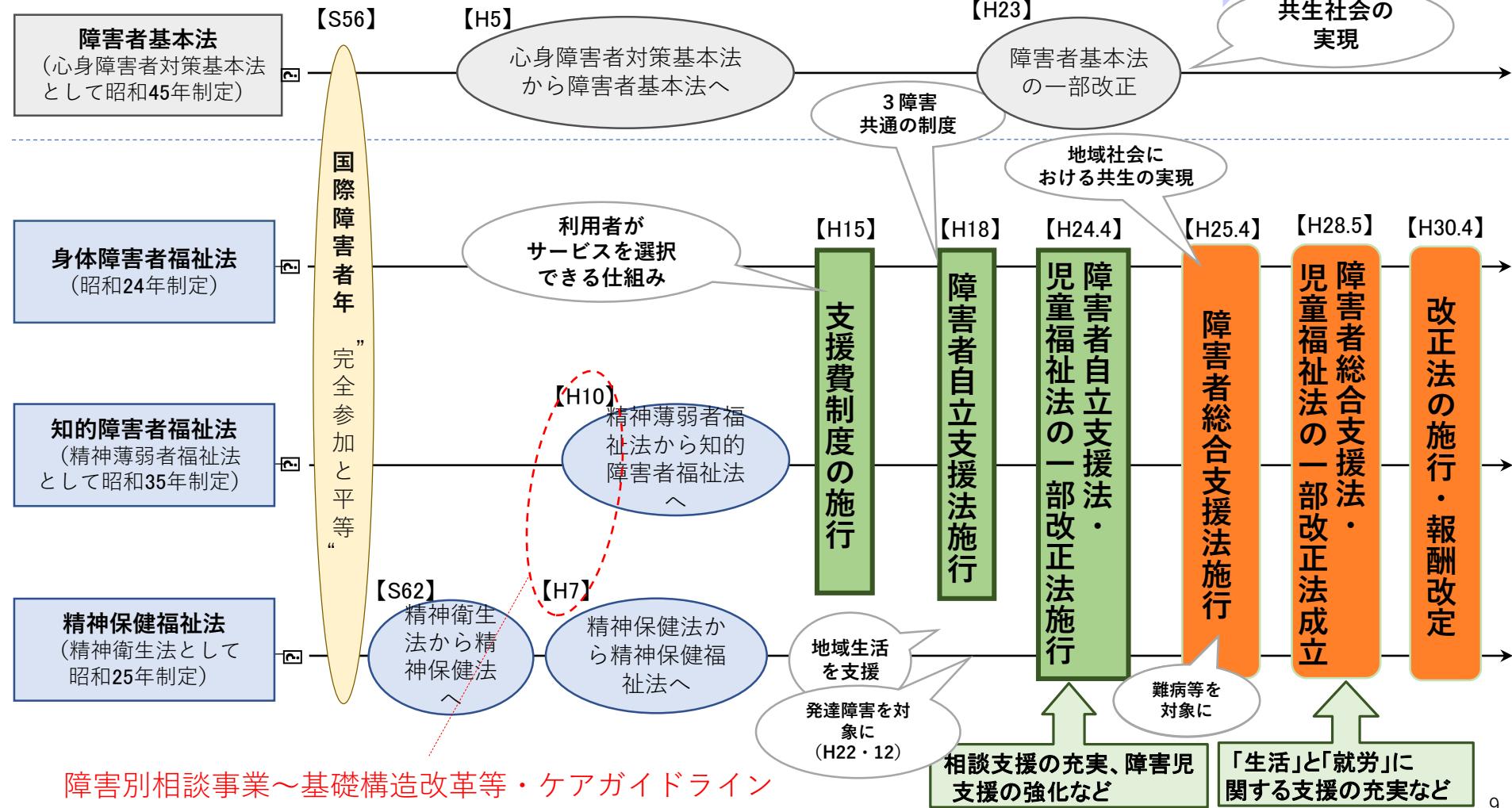
相談支援事業の変遷

- (1990年) 地域療育拠点施設事業(知的障害分野)
 - (1996年) 市町村障害者生活支援事業(身体障害分野)
 - 障害児・者地域療育等支援事業(知的障害分野)
 - 精神障害者地域生活支援センター事業(精神障害分野)
 - (2006年) 相談支援事業(障害者自立支援法により三障害一元化)
 - (2012年) 相談支援事業の機能分化 計画、地域移行・定着、児童／基幹
 - (2015年) 生活困窮者自立支援事業
 - (※対象者に障害のある方が想定できる)
- (現在)

基幹型相談支援センター設置と主任相談支援専門員の養成へ

障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透



障害別相談事業～基礎構造改革等・ケアガイドライン

相談支援体制の整備



日本における障害者ケアマネジメントの考え方

- 地域（又は利用者・家族）が有している“強さ”や“力”を引き出していく
 - 適切かつ総合的に課題調整する
 - さまざまの複合的な生活課題（ニーズ）に対して生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにする
 - 地域社会にある資源の活用・改善・開発
- ⇒ これらを踏まえた支援技術、手法

障害者ケアマネジメント三本の柱

①本人ニーズ中心

(意思決定支援に見られるような質の向上)

②チームアプローチ

(チーミング＝チームが学習し成長する組織づくり)

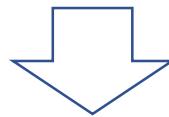
③社会資源の改善、開発

(協議会等の地域づくり 地域の資源を使い切る)

「サービスの質が向上したことで、制度やその仕組みが複雑になり、それらを選び利用するための支援を必要とする人が相談支援につながるという必然の結果」

その人らしく暮らすための…

「支援のあり方」「資源のあり方」「地域のあり方」



人材育成・地域づくり・運営管理

主任相談支援専門員の役割・視点

主任相談支援専門員養成研修の構造

告示別表

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

【法令上はカリキュラム(科目)外であるが厚生労働科学研究(小澤班)において、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

- ① 開講にあたってのガイダンス(研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要)
- ② 課題実習(実践の振り返りを含む)
- ③ 研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの
 - ・各科目の振り返りシート
 - ・研修の振り返り

標準カリキュラム

1日目	概論	主任相談支援専門員の役割と視点(2時間)
	法制度	障害福祉施策等の動向(1時間)
	運営管理	相談支援事業所における運営管理(3時間)
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性(1時間)
		人材育成の地域での展開(3時間)
		研修・グループワークの運営方法(2.5時間)
3日目	地域援助	相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開(6.5時間)
		基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現(2時間)
		多職種協働(チームアプローチ)の考え方と展開方法(2.5時間)
4日目	地域援助	地域援助技術の考え方と展開技法(1.5時間)
		地域援助の具体的展開(5時間)
5日目		

2. 主任相談支援専門員と運営管理

運営管理はソーシャルワークの方法のひとつ

【直接援助技術】

- ① 「個別援助技術（ケースワーク）」
- ② 「集団援助技術（グループワーク）」

【間接援助技術】

- ① 「地域援助技術（コミュニティワーク）」
- ② 「社会福祉調査法（ソーシャルワークリサーチ）」
- ③ 「**社会福祉運営管理（ソーシャルアドミニストレーション）**」
- ④ 「社会活動法（ソーシャルアクション）」
- ⑤ 「社会福祉計画法（ソーシャルプランニング）」

【関連援助】

- ① 「ネットワーク」
- ② 「ケアマネジメント」
- ③ 「スーパービジョン」
- ④ 「カウンセリング」
- ⑤ 「コンサルテーション」

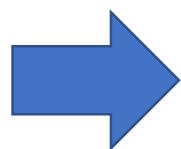
「その組織の機構・運営過程を調整し、また職員の勤務条件その他の整備をはかるなどしてその組織目的を完遂し、また目的そのもののも社会変動に伴う地域住民ニードの変化に対応するよう検討し修正する動きなど多面的な活動を統括した一つの組織活動を指す」（重田信一）

事業の目的・役割を果たすために…

- ・基幹相談支援センター、委託相談支援事業、各指定相談支援事業の目的・役割を理解
- ・目的・役割を果たすために組織として必要なことを理解
- ・必要なことに取り組む方法を理解

* 収支と効率化

→本来の目的・役割を果たす組織の維持・発展のため



自法人・事業所、地域の他法人・事業所

地域社会における責任を意識した運営と経営

- 法人・事業所の壁を超えて、地域全体の福祉の底上げを意識した、計画性のある人材育成と運営管理
- 障害福祉計画等との連動性ある、地域の中の法人の役割と責任を意識した運営管理
 - * 法人として／事業所として
→ 地域の中での位置づけ
 - * 相談支援事業／その他の事業
 - * 自事業所／他事業所

法改正後の基幹相談支援センターの役割

市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする

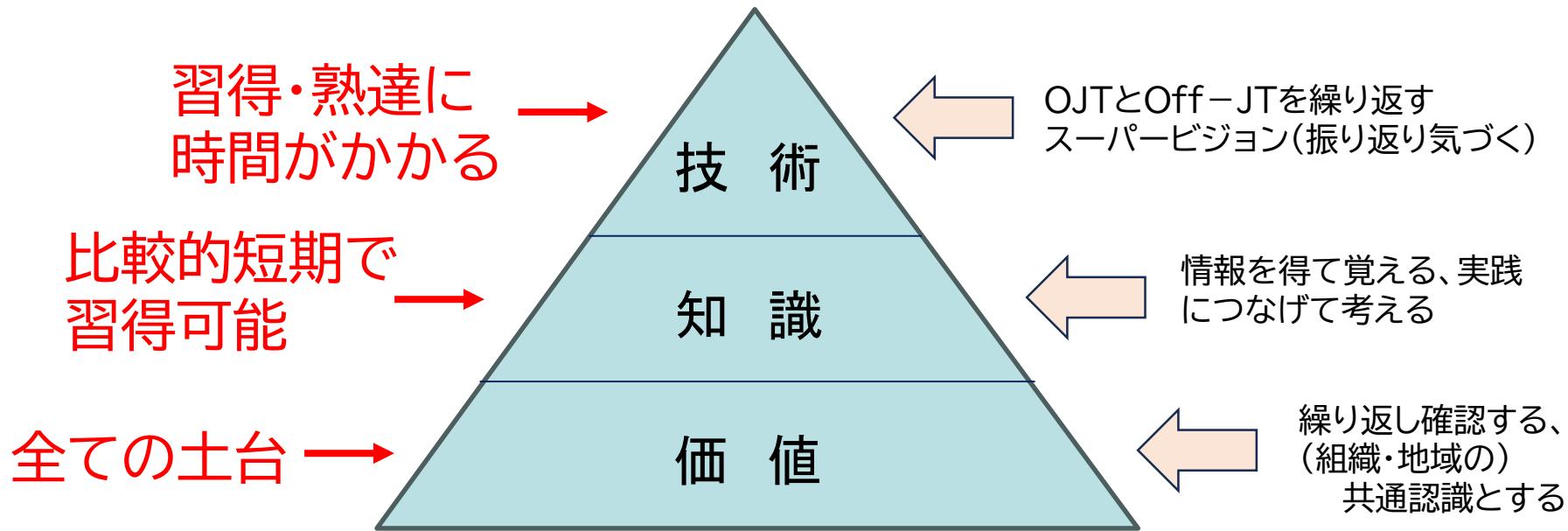
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うこととする施設

- ① 障害者相談支援事業・成年後見制度利用支援事業
- ② 他法において市町村が行うとされている障害者等への相談支援の業務
- ③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
- ④ （自立支援）協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

* また、都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める。

3. 主任相談支援専門員と人材育成

人材育成とは…



研修等を企画する場合、目的を定め、適切な機会・方法を用意する必要がある。

人材育成には仕組みが必要

- ・機会が必要
事業所～地域～圏域～県～国
場づくり・人づくり
 - ・根拠も含めた説明が必要
法制度、経験学習理論、スーパービジョン、
ファシリテーション技術など
 - ・方法論が必要
機会に応じて
継続可能
参加者のニーズ
- ↔ 知識／技術／工夫

◎ 「言語化」の重要性

愛知県障害福祉従事者人材育成ビジョン

- 障害福祉従事者に必要な基本姿勢
 - 人材育成体制の現状
 - 課題
 - 今後の人材育成体制
 - 人材育成体制の検証、見直し
-
- 一人一人がスキルアップの見通しを持つ
 - 人材育成の循環をつくる・維持する
(事業所～地域・圏域～県～国)

愛知県相談支援従事者研修の企画運営

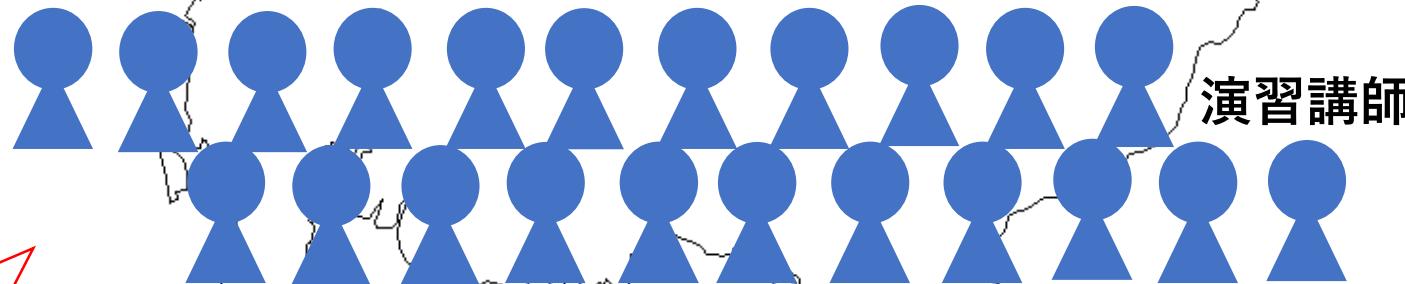
国研修修了者
→主任講師



政令市・圏域等
からの推薦



市町村
からの推薦



演習講師

主任相談支援専門員
現任研修修了者

インターバル実習のねらい

- ① 地域の相談支援体制の理解・再確認
- ② 地域の相談支援体制の中核を担う機関による研修受講者の把握
- ③ 研修中の実習課題に対して、中核を担う機関から地域性を踏まえた助言を行う→研修効果や受講者の満足度の向上

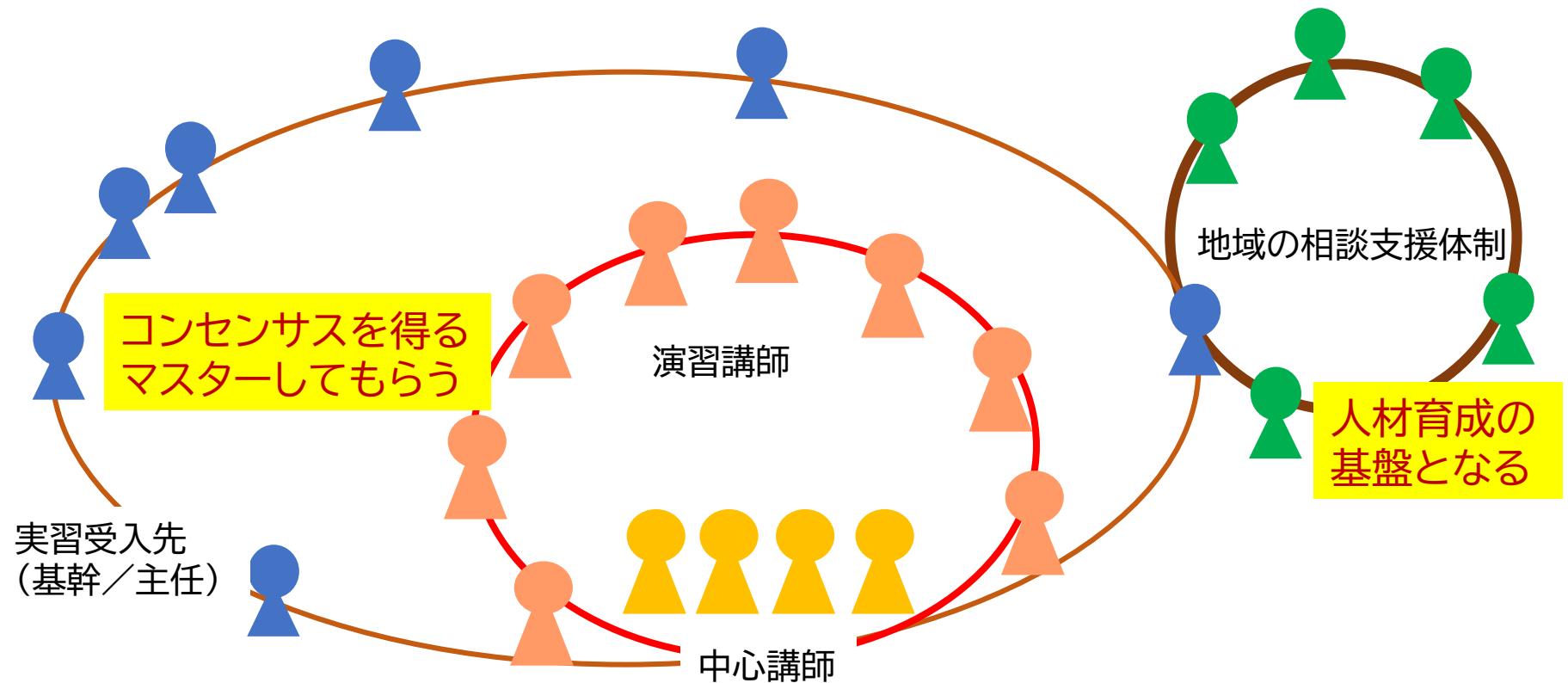


- ✓ 支援体制であり、OJTの仕組みでもある
- ✓ 研修後の人材育成につなげる



主任相談支援専門員として、何をすべきか？

研修に携わる人たちの間での 教材の理解と協働



余談となりますが、
「後方支援」「支援者支援」…

- ・巡回訪問やインターバル実習で思うこと
→単に「教える」のではなく、相手を主体として、
どう気づいてもらうか、行動してもらうか
- ・地域づくりも同様で、本来は地域住民が主体
- ・そういった関係性や距離感を意識できるか
→自身の行動にも反映できるか



スーパービジョン

(1) 職場内においてスーパービジョンがほとんど行われていない現状

- ・スーパービジョンを受ける費用の負担
- ・日常業務の忙しさ
- ・日本におけるスーパービジョンの定義が統一されていない

必要性は分かるが、どうすればいいのか…

誰がスーパーバイザーとなるのか…

1～2名の事業所でどうやって…

(2) 現実的に継続実施可能な方法を工夫することが重要

- グループによる実施
- 構造化することで、スーパーバイザー役を交代で行う
- 協議会の相談支援部会などを活用して、地域単位で実施

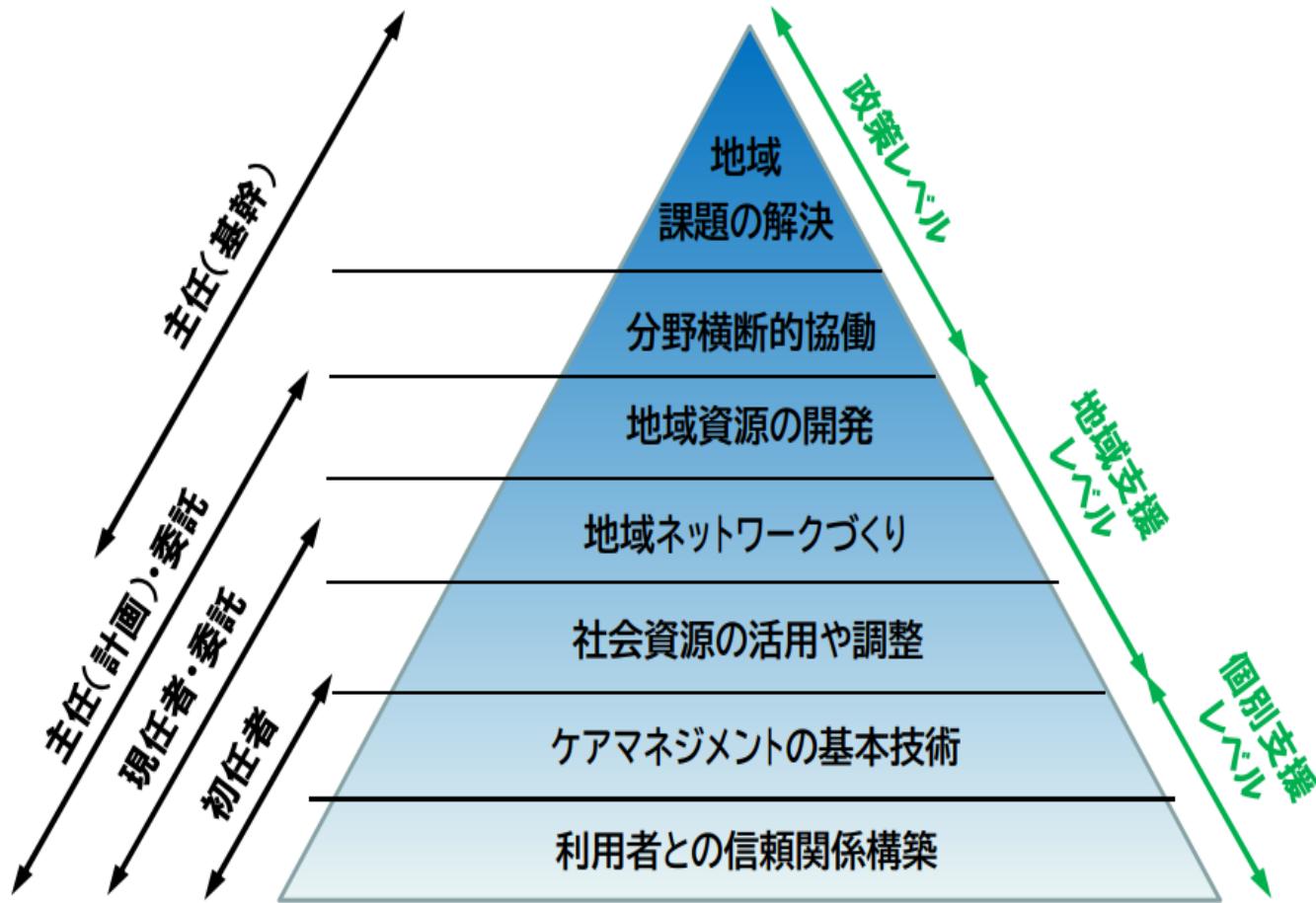
◎ その仕組みづくりを行う



- ① 相談支援専門員としてのスキルアップ
- ② 事業所の運営管理
- ③ 地域の支援力の向上

4. 主任相談支援専門員と地域援助

2-(1)-① 相談支援のレベルと地域づくり



初任者研修の獲得目標

- ① ソーシャルワークとしての障害者相談支援の
価値と知識を理解する。
- ② 基本相談支援の理論と実際を理解し、障害者
ケアマネジメントのスキルを獲得する。
- ③ 計画相談支援の実施に関する実務を理解し、
一連の業務ができる。
- ④ 地域づくりとその核となる（自立支援）協議
会の役割と機能を理解する。

地域を基盤としたソーシャルワークの特質

□本人の生活の場で展開する援助

□援助対象の拡大

□予防的かつ積極的アプローチ

□ネットワークによる連携と協働

出所：岩間伸之（2011）「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能」『ソーシャルワーク研究』37（1）

地域を基盤としたソーシャルワーク

実践理念

総 合 相 談

(実践的)

実践理論

地域を基盤としたソーシャルワーク

基礎理論

ジェネラリスト・ソーシャルワーク

(理論的)

出所：岩間伸之（2011）「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能」『ソーシャルワーク研究』37（1）

求められる地域づくりのレベル

主任相談支援
専門員研修

- ・個別の相談支援活動から見出される課題を地域課題として認識することができる。
- ・協議会を運営し、地域課題の解消に向け、取り組むことができる。
- ・地域（住民）や他分野の機関等との関係性を構築することができる。

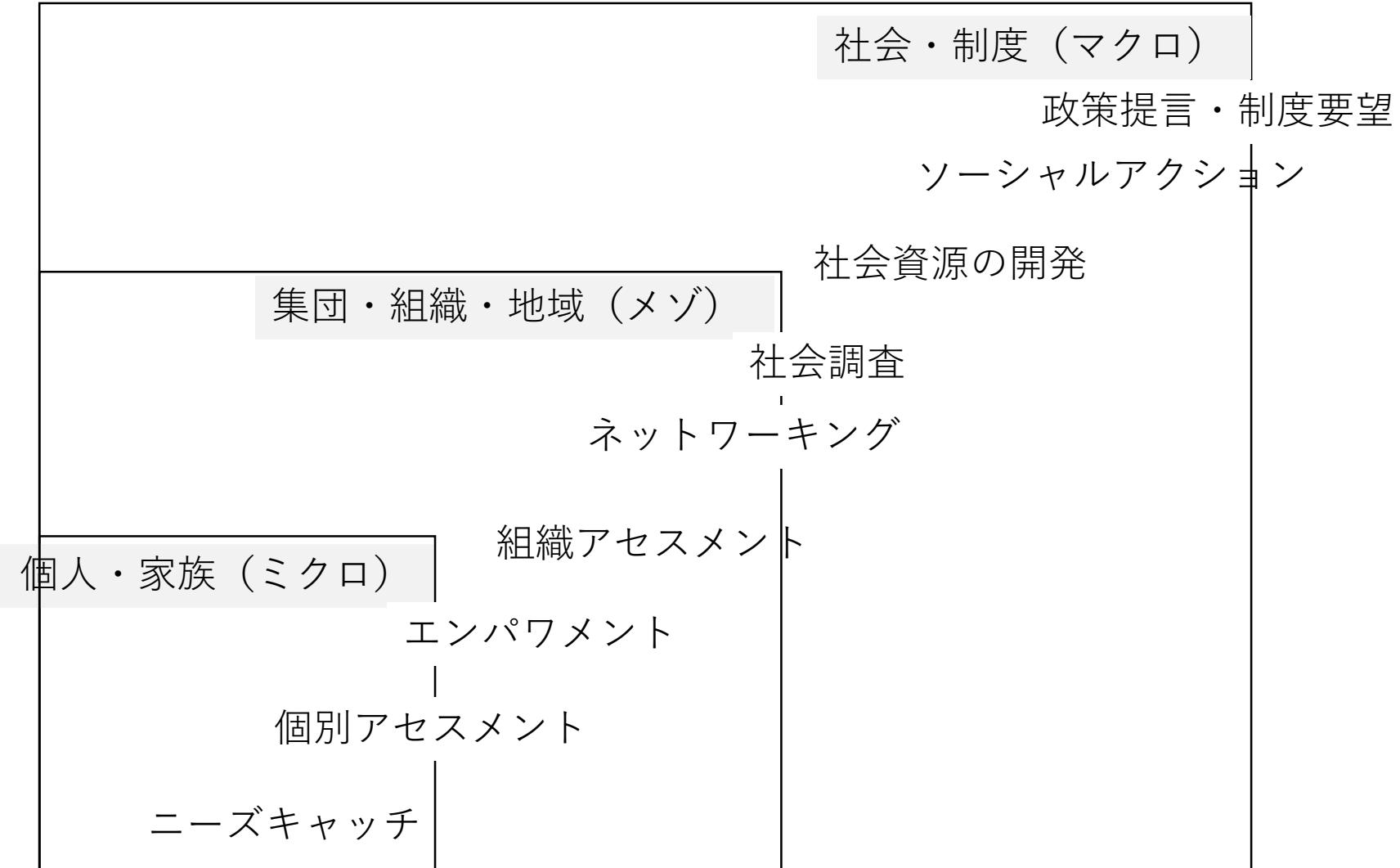
現任研修

- ・個別の相談支援活動から見出される課題を地域課題として認識することができる。
- ・地域課題の解消に向け、取り組むことができる。
- ・自身の地域の取り組み（協議会等）について、振り返ることができる。

初任者研修

- ・個別の相談支援活動から見出される課題を地域課題として認識することができる。
- ・協議会について、説明できる。

ソーシャルワークの介入領域と 援助技術の例

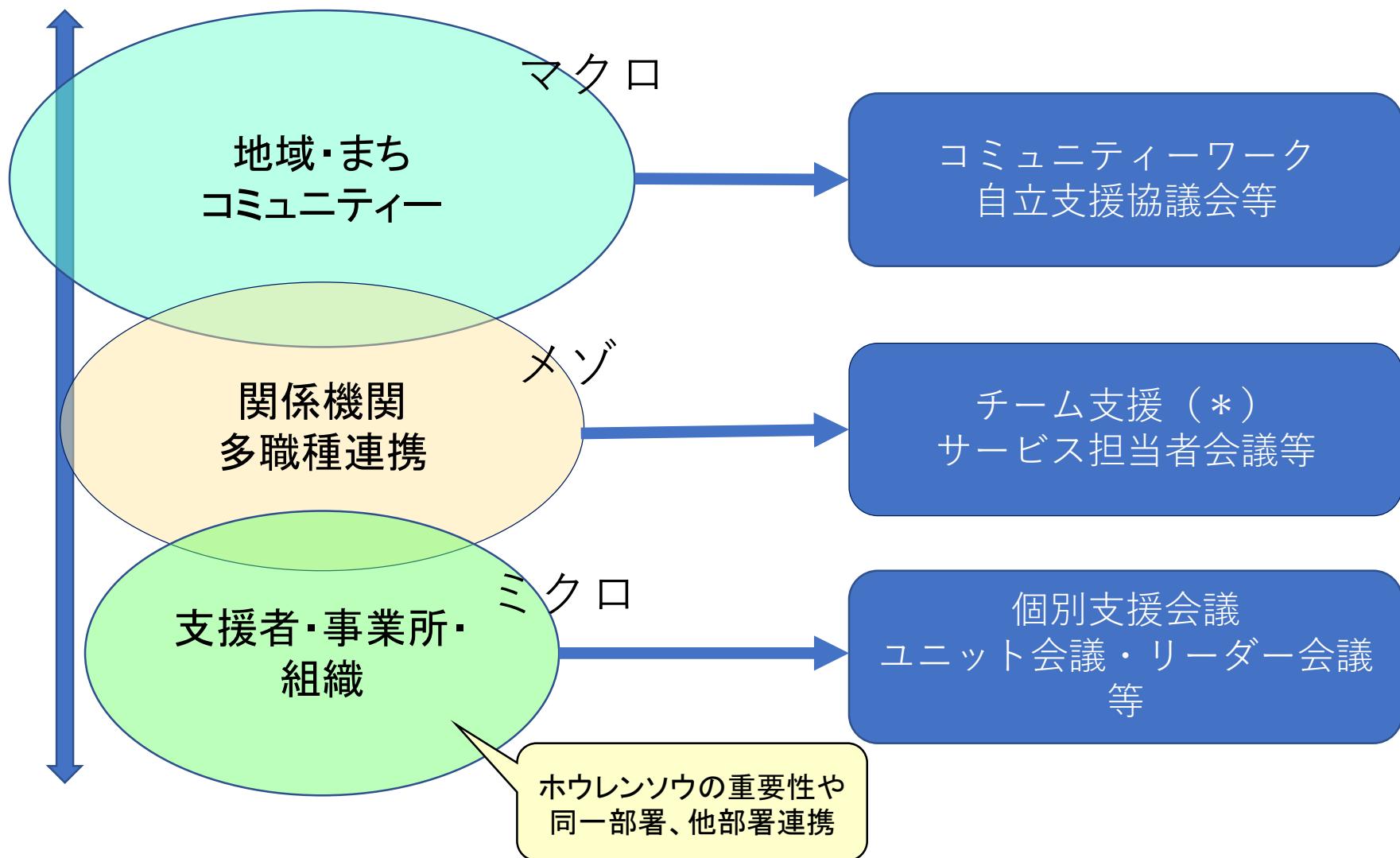


出所：長野県社会福祉協議会（2019）『地域共生・信州 創刊号』

多職種・多機関連携

- 相談支援がケアマネジメントを基盤としていることからも、多職種・多機関連携は相談支援の核と言える
- ミクローメゾー・マクロの各レベルでの連携を整理し、促進することが必要
- 様々な生活課題を解決に導くために、福祉領域だけではなく、医療・保健・雇用・就労・教育・司法といった多様な分野がしっかりと協働していく必要がある。
- このような活動をスーパーマン的に相談支援専門員という個人だけで対応するのではなく、チームを作り、対応していくことの方が現実的なものになる。
- 地域生活支援を整備し、充実したものにしていくためには、多職種によるチームアプローチの徹底と強化が、様々な局面で必要となる
- さらに、地域住民との連携や、地域そのものの抱える課題解決への参画も今後、求められる

多職種連携やチーム支援の範囲（段階）



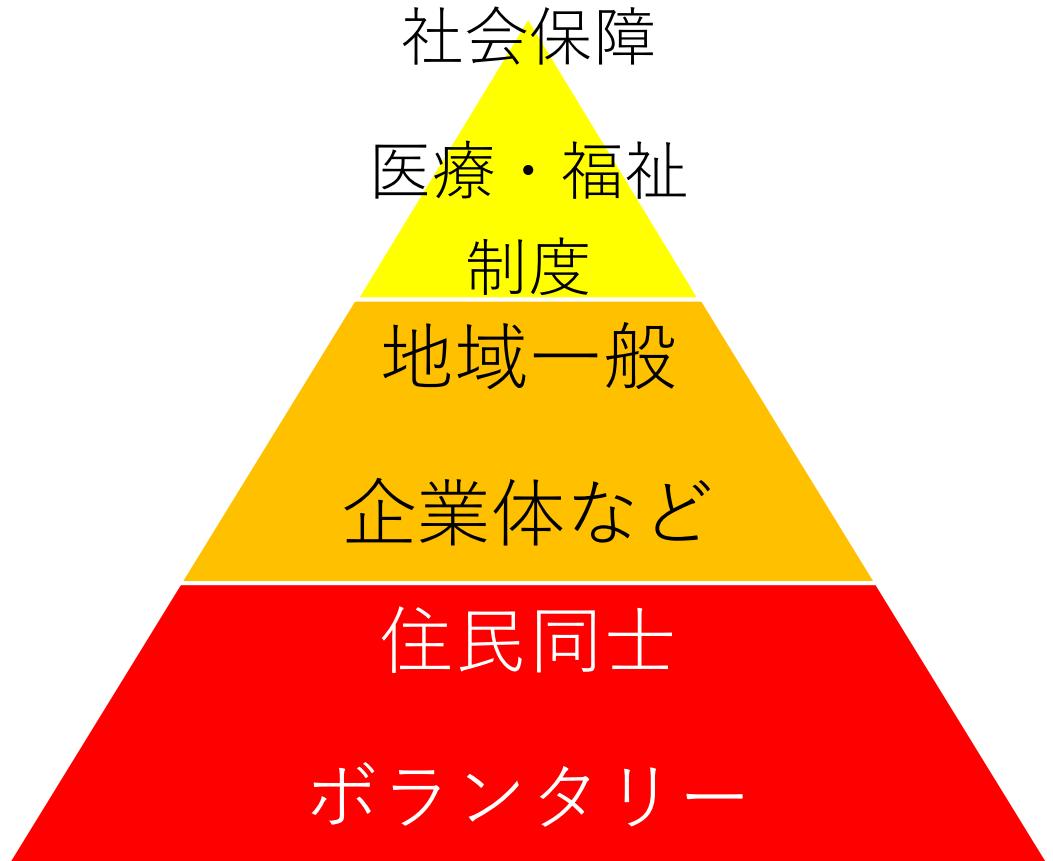
「制度を基本とした福祉サービス」から 「個人の生活ニーズに着目した支援」へ

各分野ごとの計画と 相談体制及び地域調整機能

分野	市町村計画	相談機関	調整機能
障害	障害福祉計画	基幹相談支援センター	(自立支援) 協議会
高齢	介護保険事業計画	地域包括支援センター	地域ケア会議
児童	子ども子育て支援事業計画	子育て世代包括支援センター	要保護児童対策地域協議会
生活困窮	生活困窮者自立支援計画	生活困窮者自立相談支援センター	支援調整会議調整会議

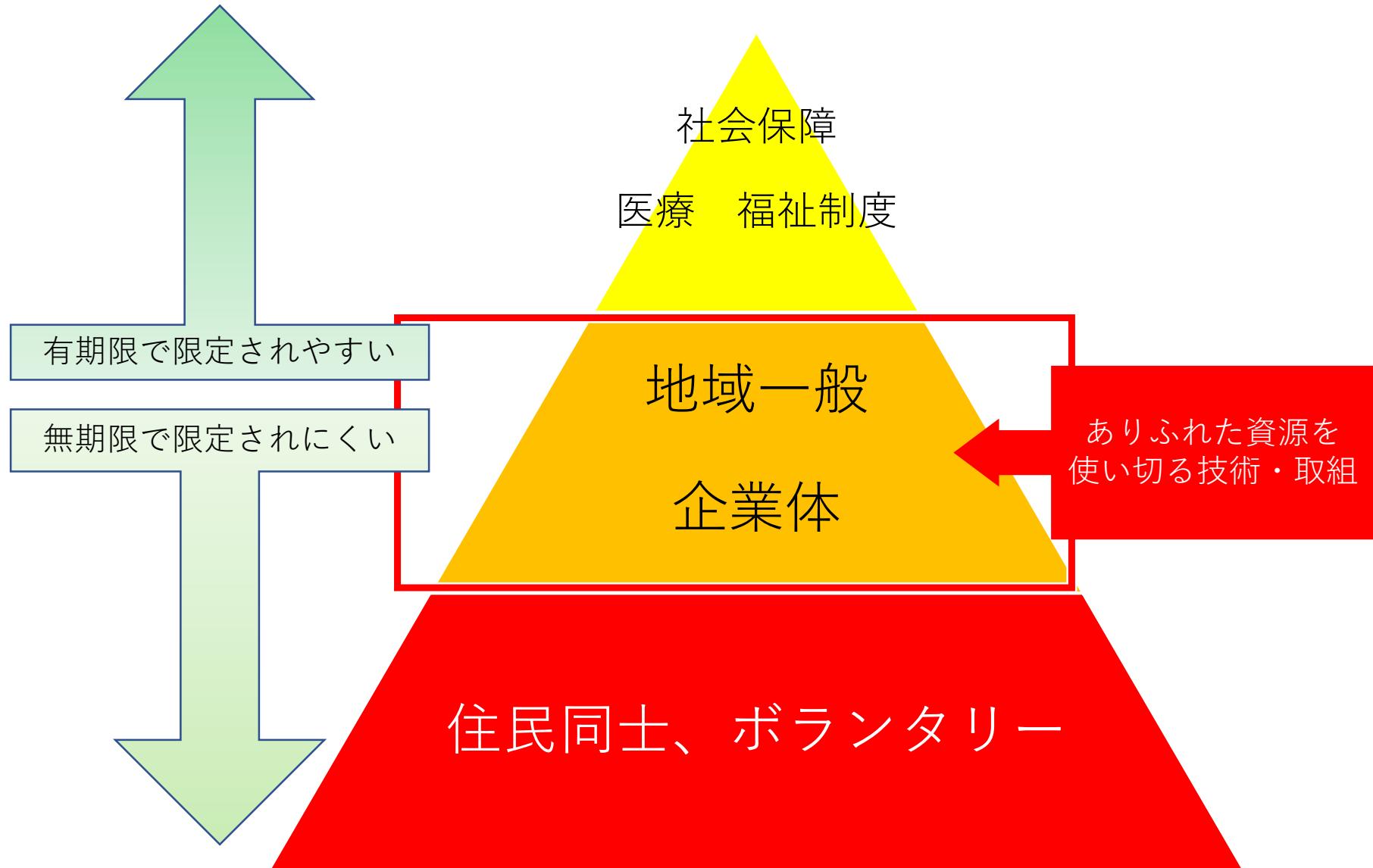
生活ニーズレベル

- 社会保障を中心とした、福祉制度や医療で対応するもの
- 地域に一般的に存在するありふれた資源で対応するもの
- 住民同士の助け合いやボランタリーな活動で対応するもの



参考：一橋大学 猪飼周平氏

生活ニーズレベルと社会資源



地域福祉計画の策定が努力義務へ

- ・市町村において「我が事・丸ごと」を推進するために、体制整備の具体策を地域福祉計画に位置づけることと、任意になっていた地域福祉計画の策定が努力義務となつた。
- ・これからは、これまでの縦割りの制度によるものではなく、地域共生社会を目指した取り組みとして、地域福祉が政策化していく段階に入ったと言われている。

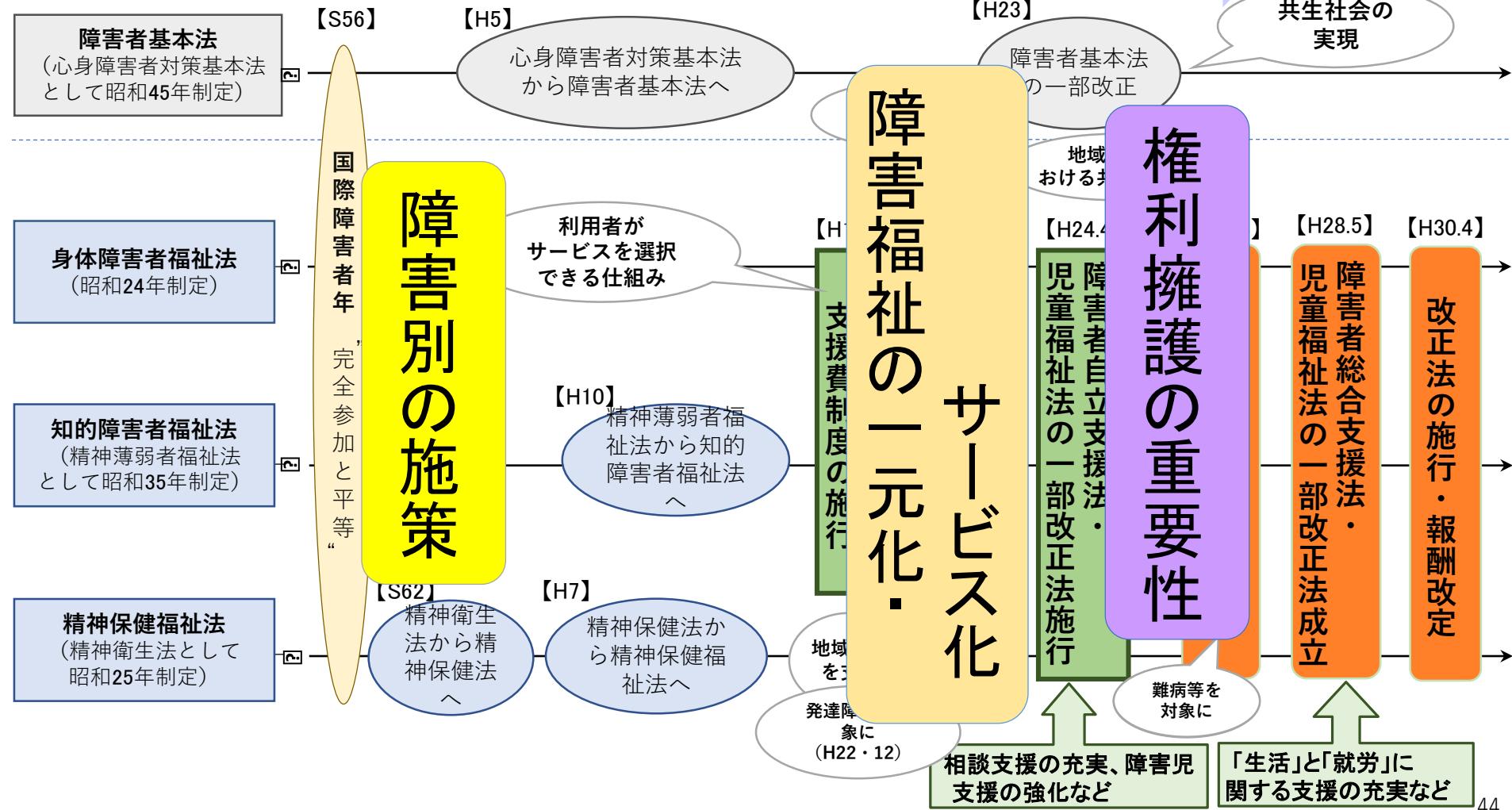
⇒重層的支援体制

地域を基盤としたソーシャルワーク

5. 権利擁護と価値

障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透



障害者権利条約の概要

- 概要

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。日本は、平成26（2014）年に批准。

- スローガン

“Nothing about us, without us”

（私たち抜きに、私たちのことを決めないで） * 意思決定支援の源

- 法的優位性

憲法－条約－国内法

- 権利の保障、実現

自由権的権利（身体の自由、拷問の禁止、表現の自由等）

→**ただちに保障**

社会権的権利→**各国の実情に合わせて斬新的に達成することを許容**

*拘束性が低い代わりに、進捗を監視

日本の政府報告に関する総括所見の概要 (R4)

- 肯定的な側面 16項目

- 主要分野における懸念及び勧告

懸念93項目、勧告92項目、留意1項目、奨励1項目

* 勧告の中で「強く要請する」と力点をおいたのは、

第19条 **自立した生活と地域社会への参加**

施設、精神科病院、グループホーム、法的枠組み、
支援体制、評価形態

第24条 **教育**

医療的評価による分離教育、準備不足の認識、
合理的配慮不十分、教員の技術不足と否定的態度

* **意思決定支援**をめぐって

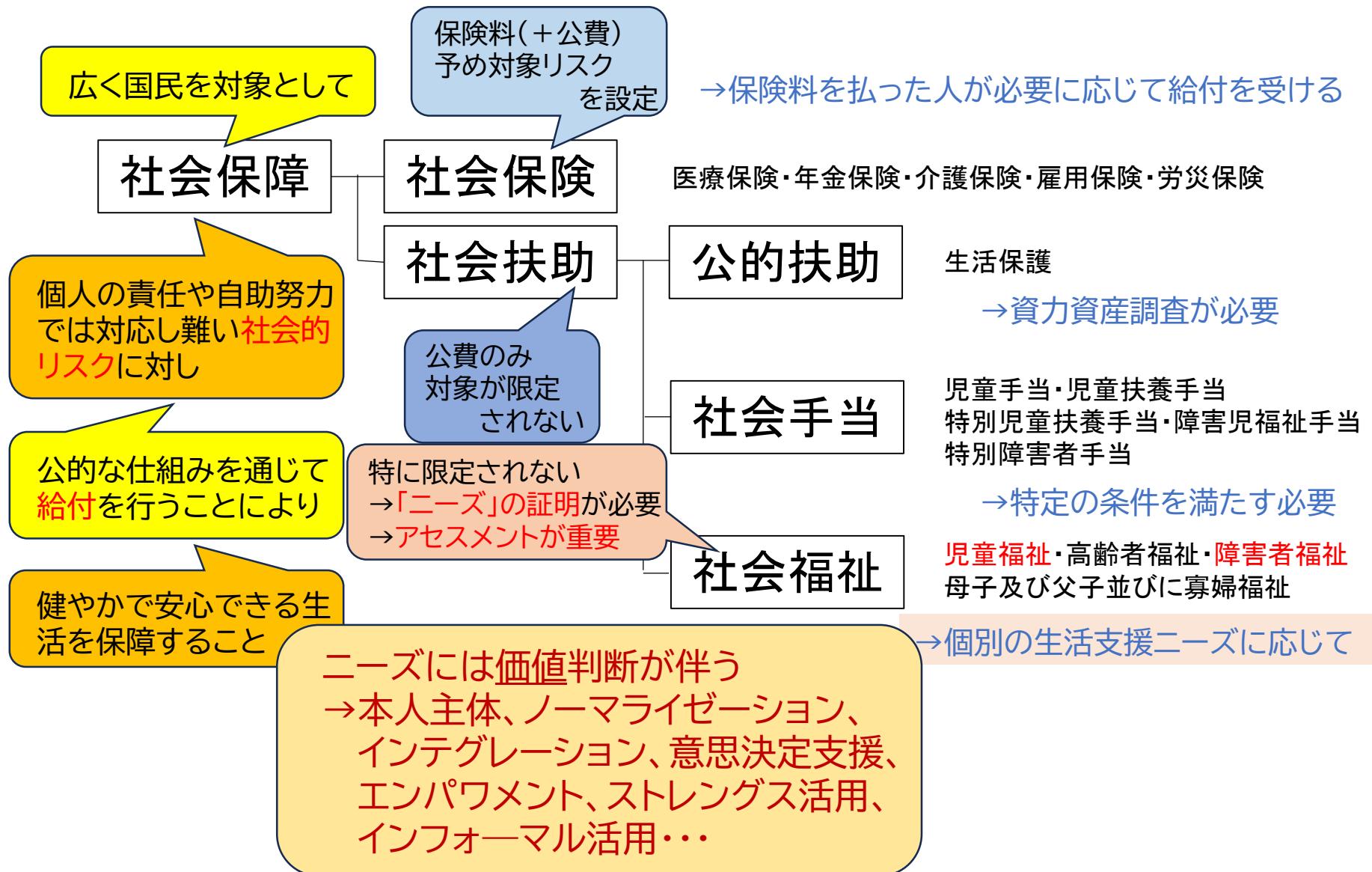
(第12条 法律の前にひとしく認められる権利)

成年後見制度や「意思決定支援ガイドライン」の代理決定

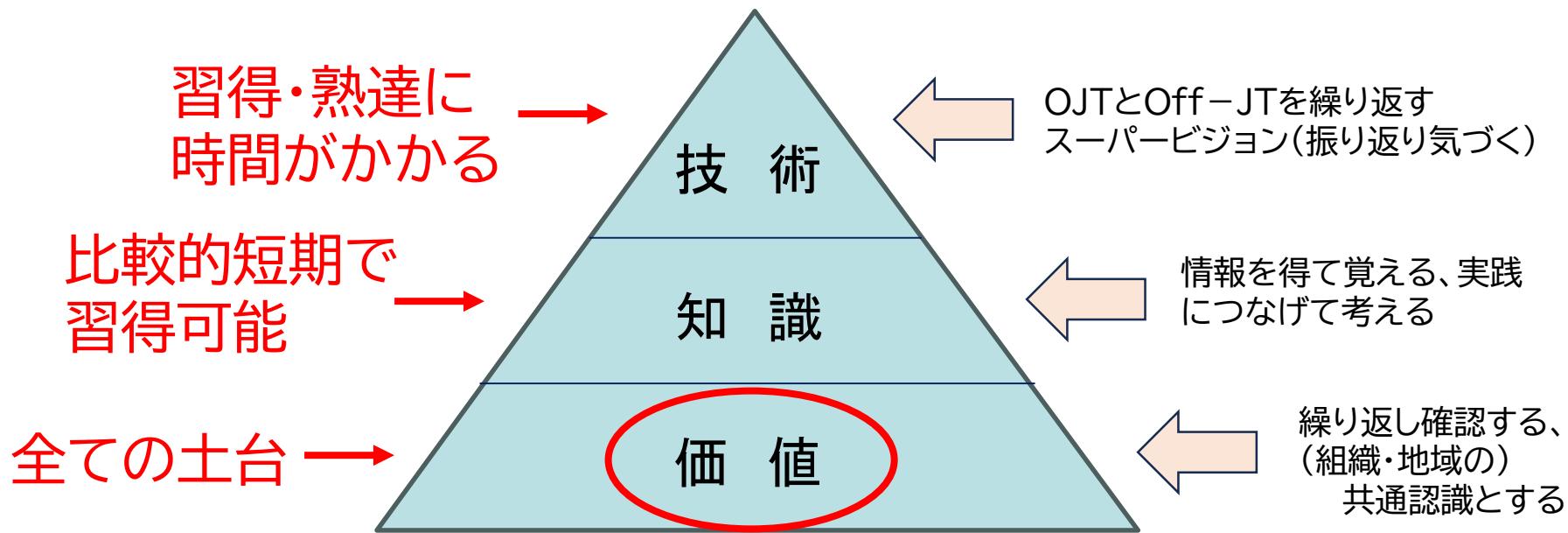
→ガイドラインの更なる進展が必要

→基盤としてのガイドラインを**実践からの発信**により充実させる

社会保障制度の中の障害福祉



人材育成とは…



研修等を企画する場合、目的を定め、適切な機会・方法を用意する必要がある。

本科目のまとめ

主任相談支援専門員として基本となる責務や知識、技術の全体像を理解し、各論のための導入となることをねらいとした。

1. 主任相談支援専門員創設の経緯
2. 主任相談支援専門員と運営管理
3. 主任相談支援専門員と人材育成
4. 主任相談支援専門員と地域援助
5. 権利擁護と価値